

大田原市スポーツ施設に関する ネーミングライツ事業募集要項

令和7年6月
大田原市

大田原市スポーツ施設に関するネーミングライツ事業募集要項

1 趣旨

大田原市が有するスポーツ施設においてネーミングライツ事業を実施し、安定的な財源を確保し、利用者等のサービス向上を図ることを目的に、法人その他の団体（以下「団体等」という。）から広くネーミングライツパートナーを募集します。本要項は応募を行う団体等を公正かつ適正に選定するために、必要な事項を定めます。

2 対象となる施設の名称、所在地等

以下の施設とします。

所在・施設名	施設概要
大田原市美原 1-15-25 美原公園陸上競技場	・全天候型9レーン（現在未公認） ・外周ジョギング走路（628m）
大田原市宇田川 1519-11 大田原グリーンパーク	・芝コート サッカー場1面又はソフトボール場2面 ・土コート サッカー場1面又はソフトボール場2面 夜間照明付
大田原市大輪 1726 黒羽運動公園	・多目的運動場 夜間照明付 軟式野球場2面又はソフトボール場2面又はサッカー場1面 ・陸上競技場 土400mトラック 8レーン フィールド内にサッカー場1面 ・テニスコート 砂入り人工芝 5面 夜間照明付

3 参加資格に関する事項

(1) 応募者の資格

この要項において、応募する資格を有する団体等は対象施設を活用して事業を実施しようとする団体等であって、次の各号のいずれかに該当する団体等、又はその恐れのある団体等を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加が認められていない団体等
- イ 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない団体等

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続をしている団体等（更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者である団体等
- オ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- カ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- キ 大田原市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号又は第4号に規定する暴力団又は暴力団員等である団体等
- ク ネーミングライツ事業を実施する時点の指定管理者の事業目的と競合する団体等（指定管理者制度導入施設である場合に限る。）
- ケ その他市長が適当でないと認める団体等

(2) 応募辞退届の提出

事業申込後、応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出するものとします。

4 応募に関する事項

(1) 団体等の選定

団体等の選定にあたっては、大田原市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定による審査会を設置し、審査及び評価を行います。

5 スケジュール

※事務の都合で期日等が変更となる場合があります。

項番	内容	日程（令和7年度）
1	応募開始	令和7年6月30日（月）
2	質問受付	〃
3	現地説明会	7月11日（金）
4	質問締め切り	7月18日（金）
5	質問回答	7月25日（金）
6	応募締め切り	8月1日（金）
7	審査会	8月7日（木）
8	結果通知	8月8日（金）

6 募集から契約までの主な手順

(1) 応募期間

令和7年6月30日（月）から8月1日（金）まで

必要書類を添付の上「ネーミングライツ事業申込書」（様式1）を提出してください。

また、看板等を設置する場合は、設置場所及び看板等の大きさがわかる図面（任意様式）を添付してください。

※様式1は市ホームページよりダウンロードして下さい。

(2) 質問書の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和7年6月30日（月）から7月18日（金）まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて質問書（指定様式）に記入し、電子メール又はファックスによりスポーツ振興課宛に提出してください。電話、口頭等による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

※質問書は市ホームページよりダウンロードして下さい。

※提出した際には、電話にて送達確認をしてください。

ウ 回答

令和7年7月25日（金）予定

回答については、原則、市ホームページにおいて公表します。なお、質問書を提出した団体名は公表しません。

(3) 現地説明会

対象施設において、以下のとおり現地説明会を開催します。

日時：令和7年7月11日（金）	9：30～	美原公園陸上競技場
	11：00～	大田原グリーンパーク
	14：00～	黒羽運動公園

※応募を希望する施設について参加をお願いします。それぞれ管理棟前にお集まりください。看板の設置場所の確認等を行いますので、必ず参加をお願いします。

なお、現地説明会に参加する際は、スポーツ振興課（0287-22-8012）に事前にお問い合わせください。

(4) 審査（評価、採点）

審査会において、下記により点数評価し、その合計点数の平均点が最上位の者を採用候補者として特定します。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合には、「応募の動機」の合計点数が高い者を上位とし、同点の場合はくじ引きによって決定します。

評価項目	配点	審査ポイント
愛称 (案)	30	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 施設の目的とイメージとの整合
ネーミング ライセンス料	40	提案金額の妥当性
経営の安定性	20	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライセンス料の支払い能力
応募の動機	10	地域貢献や地域振興等に対する理念等
合計	100	

(5) 採用者の決定

団体等から提出された応募内容は、審査会において、(4)の要領で採用者を決定します。ただし、本件について、応募者がいない場合又は審査の結果、すべての応募が大田原市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、採用者の決定を行わないことがあります。

審査結果については、すべての提案者に書面にて通知するとともに、市ホームページにおいて採用決定者及び次点の応募者を公表します。

(6) 契約

採用者の決定後は、採用者と大田原市で契約内容等について協議することとし、本契約を締結するものとします。

(7) 採用決定の取消し

(4)により特定した採用者の提出書類等に虚偽又は事実と著しく相違があると定める場合は、その決定を取り消すものとします。

(8) その他

質問回答書その他の追加資料は、募集、審査、条件等に関し、この要項と一体のものとして取り扱います。

7 事業提案募集の条件等

- (1) ネーミングライセンスの期間については、概ね3年以上とします。
- (2) ネーミングライセンス料は年30万円以上とします。
- (3) 事業実施にあたり施設の改修等を要する場合、市と協議し、設計・工事等の費用は、原則として採用者の負担とします。
- (4) 施設の改修等にあたっては関連する法令、条例等を遵守するものとします。また、

必要な各種法令等に基づく届出は採用者が行うものとします。

※看板等の設置については、栃木県屋外広告物条例により大きさや高さ等の規制がありますので、ご注意ください。

- (5) 本市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて使用状況を調査し、又は採用者に必要な報告を求めることができるものとします。

8 損害賠償、不可抗力、施設修繕等について

事故等による損害賠償、不可抗力（天災又はテロ等の人災）時、施設修繕等における費用負担についての基本的な考え方は、次のとおりとします。

(1) 損害賠償について

ア 採用者が故意又は過失により利用物件を損傷したときは、その採用者は大田原市に対し損害賠償を行うこと。

イ 採用者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合は、その採用者が損害賠償を行うこと。

(2) 不可抗力による損害について

ア 不可抗力による損害事故が発生した場合は、採用者が速やかに大田原市に通知すること。

イ 不可抗力か否かの判断や費用負担は、採用者と大田原市との間で協議を行い、決定すること。

(3) 施設修繕等について

ア 利用施設の維持補修、修繕等を行う場合は、原則として、採用者の負担とします。

イ 契約満了や採用者の事由により、契約を継続できなくなった場合は、採用者が施設、設備等を原状回復すること。

9 その他の事項

(1) 応募に係る経費は、すべて団体等の負担とします。

(2) 提出された書類は一切返却しません。

(3) 提出書類の提出後の修正及び変更は、原則認めません。

(4) 審査に対する異議申立てはできません。

10 担当部課（問い合わせ先）

大田原市教育部スポーツ振興課管理係

〒324-0047 大田原市美原3-2-62 県北体育館

TEL：0287-22-8012

FAX：0287-22-8016

電子メール：sports@city.ohawara.tochigi.jp

大田原市ホームページURL：<https://www.city.ohawara.tochigi.jp>